

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所第1期中期計画（案）

目次

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 行政機関及び住民に対して果たすべき役割の維持と強化

- (1) 健康危機事象対応能力の強化
- (2) 試験検査機能の充実
- (3) 調査研究機能の充実
- (4) 公衆衛生情報の収集・解析・提供業務の強化
- (5) 研修指導体制の強化

2 地方衛生研究所広域連携における役割

- (1) 職員の技術交流
- (2) 共同研究の推進
- (3) 検査における連携

3 新たな事業展開

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務運営の改善

- (1) 組織マネジメントの実行
- (2) 事務処理の効率化
- (3) 組織の最適化
- (4) 検査・研究体制の強化
- (5) 適正な料金設定

2 職員の能力向上に向けた取組

- (1) 研修制度の確立
- (2) 人事評価制度の確立

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

第4 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画、資金計画

1 予算

2 収支計画

3 資金計画

第5 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

2 想定される理由

第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

第7 剰余金の使途

第8 その他業務運営に関する重要事項の目標を達成するためとるべき措置

1 施設及び設備機器の活用及び整備

2 安全衛生管理対策

3 環境に配慮した取組の推進

4 コンプライアンスの徹底に向けた取組

5 情報公開の推進

(前文)

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条の規定に基づき、大阪府知事及び大阪市長から指示を受けた平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間における地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所（以下「研究所」という。）の中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を以下のとおり定める。

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 行政機関及び住民に対して果たすべき役割の維持と強化

(1) 健康危機事象対応能力の強化

健康危機事象発生の際に行政に対する科学的、技術的な支援を迅速かつ的確に行うために2つの施設に蓄積された、人材、機器やノウハウなどの資材を結集し、原因究明のため多様な検査項目に幅広く、また多くの検体に迅速に対応するため以下の取組を行う。

① 平常時における取組

- 公衆衛生を取り巻く諸課題に的確に対応し、健康危機事象の未然の防止や迅速な対応に資するため、地方衛生研究所間のネットワークや学会等を通じて最新の公衆衛生情報の収集に努める。
- 健康危機事象の未然の防止を効果的に行うため、関係部局との連携を密にし、時々の社会的ニーズに対応した検査計画の立案等を支援し、健康危機事象発生の効率的な検出に努める。
- 健康危機事象対応能力強化に資する関係機関との積極的交流を図る。
- 新興感染症や食品、飲料水、室内空気等に含まれる汚染物質の解明など健康危機事象発生時に拡大防止と原因究明を可能とする技術力の向上に努める。
- 標準品、標準株、試薬などの必要な器材については緊急時に即応できるように整備する。
- 健康危機事象模擬訓練を実施し、実践的な対応力の不断の向上に努める。

② 緊急時対応

- 突発的な健康危機事象発生時には、迅速な業務の推進が可能となるように外部との連絡調整窓口を一元化し、内部組織の連携を充実させ、また必要に応じ既存の組織体制を超えた体制を構築するなどの対応を取る。

(2) 試験検査機能の充実

研究所に蓄積された資源を活用し、試験検査を広範囲に、的確かつ迅速に行う体制を整備し、検査機能の充実を図るため以下の取組を行う。

① 効率的検査の実施

- 検査の業務単位ごとに効率化を念頭に置いたグループ体制の整備を図り、これをベースに人材育成、施設間での検査の集約、技術の平準化、共同研究の推進などを進める。

【数値目標】

- ・毎年、試験検査の依頼者である行政から、各分野別に検査に対する満足度（迅速性、異常値への対応、検査計画立案への支援など）について数値化による評価を受ける。中期計画期間における評価が毎年向上するように目標を設定する。

② 信頼性の高い試験検査の実施

- 所全般の検査の品質を管理する部門を強化し、食品検査におけるG L P体制、医薬品G MP体制の充実をはじめ、各分野全般の検査成績の信頼性の向上を図る。

【数値目標】

- ・組織上独立した信頼性の確保部門が各検査の実施部門に対して行う点検（検査手順や検査機器、試薬類の管理など検査の一連の工程が適正に実施されているかのチェック）の実施数の全検査数に対する割合を中期計画期間中において毎年増加させる。

③ 検査手法の開発

- 新たな感染症や多様な化学物質による健康脅威に迅速かつ正確に対応できるように、また日常検査における検出感度の向上、多成分・多病原体の一斉分析の導入など、効率的・効果的に検査が実施できるように、検査手法の開発改良に努める。

(3) 調査研究機能の充実

調査研究機能の継続的な向上を図るために以下の取組を行う。

① 研究課題の設定

- 府・市における公衆衛生施策の社会的ニーズや住民の関心を、関係会議などさまざまな機会を通じてきめ細かく把握し、調査研究業務に適切に反映させる。

② 調査研究の推進

- 検査法の開発改良や健康危機事象への対応力強化に関する研究、公衆衛生行政に必要な指標の実態把握や課題の発掘、解決のための調査研究等、多様化する社会的ニーズに応える調査研究を推進する。
- 地域に特有の課題をはじめ、行政からのニーズや緊急性が高い分野については、重点的に予算や人員を投入するとともに、組織的に進行管理・成果普及に取り組む。
- 任期付き研究員など柔軟性のある研究体制を可能にする多様な人材の確保に取り組む。
- 国内外を問わず先端的な研究を行っている研究機関との連携強化により調査研究課題の効率的な推進を図る。
- 得られた研究成果は、学会や学術誌への発表や講演会等を通じて専門家及び住民への普及に努める。

③ 調査研究資金の確保

- 文部科学省科学研究費助成事業、厚生労働科学研究費補助金をはじめとした競争的外部研究資金の獲得ができるように、応募情報の収集と周知や研究費獲得に資するセミナーなど応募数や採択率の向上のための取組を行う。
- 大学や国内外の研究機関との連携を深め、外部からの委託研究、共同研究等、調査研究資金の確保に努める。

④ 調査研究の評価

- 各調査研究課題については、社会的ニーズへの適合性、保健施策や住民に対して見込まれる成果の還元、必要経費などの観点から実施の適否を事前に評価する。
- 更に、研究途中、完了時及び成果の普及に関しての評価を適宜行う。
- これらの評価は必要に応じて、内部評価、外部専門家を含めた評価及び依頼者による評価としてを行い、課題の進行に適切に反映させる。
- 評価結果はホームページ等を通して速やかに公表する。
- 評価方法や評価の反映方法について隨時見直しをおこない、評価システムの向上に努め

る。

(4) 公衆衛生情報の収集・解析・提供業務の強化

公衆衛生情報の収集・解析・提供業務の強化のため以下の取組を行う。

- 所内の検査情報を共有するシステムを構築し、住民の健康安全支援への包括的な取組の基盤とする。
- 健康危機事象発生時における拡大防止と原因究明を可能とする疫学調査活動への協力など、行政担当部局、保健所、地域医療機関等と連携し、地域保健対策支援の充実を図る。
- 行政及び公衆衛生関係諸機関との定期的な情報共有を可能にする体制を構築し、タイムリーな公衆衛生情報の提供を行う。
- 食の安全や感染症、生活衛生等に関する知見等、研究所が有する情報は、住民が容易に理解でき、住民生活に役立てられるように工夫し、様々な媒体を活用して伝える。
- 公衆衛生に関連した住民からの相談に応えることにより、地域住民の生活の安全の向上に貢献する。

【数値目標】

- ・公衆衛生関係者向け情報誌を年3回発行し、セミナーを年4回開催する。また、住民を対象としたメールマガジンを年12回発行し、公開セミナー、参加型講座を各年1回開催する。

(5) 研修指導体制の強化

公衆衛生に係る研修指導強化のため以下の取組を行う。

- 住民の健康安全に資するべく、広く公衆衛生関連の知識や技術の普及のため、地域の枠に捉われることなく、国内外関係機関職員や大学生などを対象に研修を実施する。
- 関係諸機関における研修ニーズを把握し、ニーズに応じた研修メニューの充実を図る。
- 種々の目的に利用可能な研修用スペース、機器を整備する。
- 講演のみならず実技演習形式の研修を行う。また、講師派遣の依頼にも積極的に応じる。

【数値目標】

- ・各種研修への参加人数及び参加者の多様性、及び参加者の満足度等をアンケート等の形で数値化し、中期計画期間における評価が毎年向上するように目標を設定する。

2 地方衛生研究所広域連携における役割

国立研究機関や近畿をはじめとする地方衛生研究所間の相互協力体制のもと、研究所間の連携が有効に機能するように、以下の取組を行う。

(1) 職員の技術交流

- 健康危機事象発生に対応できる高度な検査技術の研修など、地方衛生研究所における技術職員の交流において中心的な役割を果たす。

(2) 共同研究の推進

- それぞれの地方衛生研究所で取り組んでいる先進的な分野等に関して、共同研究を行うことにより、当該分野における共通課題の解決を図るとともに、技術の習得や人的ネットワークを形成し、健康危機事象対応能力の向上を図る。

(3) 検査における連携

- 高額機器の共同利用や標準品等の必要器材の整備、新たな検査法の習得などに関する地

方衛生研究所間の連携において、先導的な役割を果たす。

3 新たな事業展開

公衆衛生分野において、日本有数の規模と実績を有する研究所のポテンシャルを活用し、また法人による自主的で柔軟な組織運営というメリットを生かし、住民の健康増進及び生活の安全確保に努める。

そのため、関係諸機関並びに事業者に対し、各種助言を行うとともに、研究所の有する技術移転や設備機器の開放などの活動を行う。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務運営の改善

(1) 組織マネジメントの実行

- 絶えず変化する多様な社会的ニーズに効率的・効果的に対応できるように、理事長のリーダーシップのもと、経営企画を担当する部門を強化する。
- 外部有識者を含む研究所運営の助言機関を設置して、業務運営の効率性、透明性及び自主性の一層の改善を図る。

(2) 事務処理の効率化

- 意思決定や事務処理の簡素化・合理化を推進するとともに、各種情報システムの活用、内部管理事務における定型的業務の外部委託や職員の非常勤化等による事務の効率化を進める。

(3) 組織の最適化

- 当面、東成区と天王寺区の2施設に分散する組織間の連携が十分に行われ、また絶えず変化する状況に対応できるように業務量に応じた人員配置を行うなど、常に組織の最適化に努める。

(4) 検査・研究体制の強化

- 企画部門の充実を図ることにより、検査成績の信頼性の向上及び調査研究機能の充実に一元的かつ効果的に取り組む。

(5) 適正な料金設定

- 他の地方衛生研究所や民間試験機関の情勢を踏まえ、手数料や使用料について適正な料金を設定する。

2 職員の能力向上に向けた取組

(1) 研修制度の確立

- 個人や組織として蓄積された技術や知識が継承されるよう所内の教育制度を整備するとともに、自己啓発の支援や外部研修制度の積極的な利用、あるいは国内外研究機関等との人材交流を通じて、職員の職務遂行能力の向上が図れるよう計画的な人材育成に取り組む。

(2) 人事評価制度の確立

- 職員の職務能力及び勤務意欲の向上を図るため、職員の職務内容にもとづいて、適正に

勤務成績を評価できる人事評価制度を構築する。また、優秀な調査研究に対する研究資金の重点的支給や特に優れた業績を上げた職員の表彰等、インセンティブ制度を具体化する。

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

- 経費の執行状況について定期的に確認を行い、固定的経費等の抑制に努める。
- 会計制度に関する研修を実施するなどして職員コスト意識の醸成に努め、経費を効率的に執行する。

第4 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画、資金計画

- 1 予算
- 2 収支計画
- 3 資金計画

第5 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

〇〇 億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入することが想定される。

第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第7 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合、調査研究及びその研究成果の普及、活用並びに情報発信、研修等、住民サービスの質の向上と組織運営の改善、その他研究所が必要と認める経費に充てる。

第8 その他業務運営に関する重要事項の目標を達成するためとるべき措置

1 施設及び設備機器の活用及び整備

施設及び設備機器については、中長期的な視点に立ち、計画的な整備に取り組む。特に、府市2つの研究所の統合による効果が発揮されるように、施設のあり方について検討をすすめ整備する。

2 安全衛生管理対策

職員が快適かつ安全な労働環境で業務に従事できるよう、関連法令に基づいた安全衛生管理体制を確立し、化学物質や病原微生物の適正管理など環境の整備と事故の防止に組織的に取り組む。また、職員が心身ともに健康を保持し、その能力を十分発揮できるようにする。

3 環境に配慮した取組の推進

環境への負荷を低減するため、環境管理マニュアルを整備し、省エネルギー・リサイクルの推進など環境に配慮した業務運営に組織的に取り組む。

4 コンプライアンスの徹底に向けた取組

法令等の遵守を徹底し、高い倫理観を持って業務を遂行する。また個人情報や企業情報、検査成績、研究成果等の職務上知ることのできた情報について適正に取り扱うように組織的に取り組む。

5 情報公開の推進

法人経営の一層の透明性を確保するため、事業内容や運営状況に関する情報の公開に取り組む。また、事業内容や運営状況に関する情報公開請求に対しては関連法令に基づき適正に対応する。